

第89回
定時株主総会
招集ご通知



開催
日時

2026年6月19日（金曜日）
午前10時

開催
場所

三重県津市羽所町700番地
ホテルグリーンパーク津 6階
伊勢・安濃の間

目次

- 01 定時株主総会招集ご通知
- 03 議決権行使のご案内
- 05 株主総会参考書類
- 11 事業報告
- 33 連結計算書類
- 35 計算書類
- 37 監査報告書



おいしい!の笑顔をつくる

井村屋グループ株式会社

証券コード：2209

証券コード 2209
2026年6月3日
(電子提供措置の開始日2026年5月28日)

株 主 各 位

三重県津市高茶屋七丁目1番1号
井村屋グループ株式会社
取締役社長 大 西 安 樹

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第89回定時株主総会招集ご通知」と「第89回定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.imuraya-group.com/ir/library/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら、本招集通知に添付し、また上記ウェブサイトに掲載いたしました株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月18日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 三重県津市羽所町700番地 ホテルグリーンパーク津6階 伊勢・安濃の間
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第89期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第89期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 本株主総会では、会社法に基づく書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 2. 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱いますが、同日に到着したものは、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
 3. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
 4. 各議案に対し、賛否（または棄権）の表示のない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
 5. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 6. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきま

議決権行使のご案内

後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法にて議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年6月19日（金曜日）午前10時（受付開始時刻 午前9時）

当日ご出席いただけない場合



郵送 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するよう折り返しご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月18日（木曜日）午後5時到着分まで



インターネット 当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否を入力してください。▶ [詳細は次のページへ](#)

行使期限 2026年6月18日（木曜日）午後5時まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。▶ [詳細は次のページへ](#)

インターネットによる議決権行使のご案内

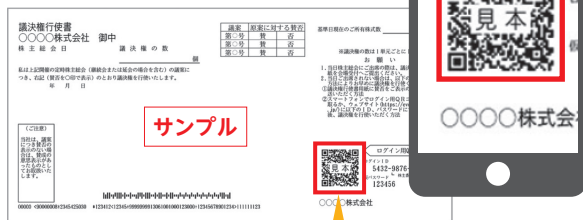
議決権行使期限

2026年6月18日（木曜日）午後5時まで



スマートフォンによる行使方法

同封の議決権行使書副票
(右側)に記載の「ログイン用
QRコード」を読み取る※



「ログイン用QRコード」はこちら

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



パソコン等による行使方法

1 議決権行使ウェブサイト
にアクセスする
<https://evote.tr.mufg.jp/>



2 ログインする
お手元の議決権行使書の副票（右側）に記載された
「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、
「ログイン」をクリック

「ログインID」「仮パスワード」をご入力

「ログイン」をクリック

以降は画面の指示に従って議案に対する賛否をご入力ください。

—————【システム等に関するお問い合わせ】—————

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

0120-173-027 (受付時間9:00~21:00通話料無料)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実に配慮しつつ、株主の皆様への適切な利益還元を重要課題の一つと認識して、安定的な配当の継続を基本としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針及び今後の利益計画の達成見通しなどを勘案し、普通配当におきましては、1株当たり38円とさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金38円といたしたいと存じます。

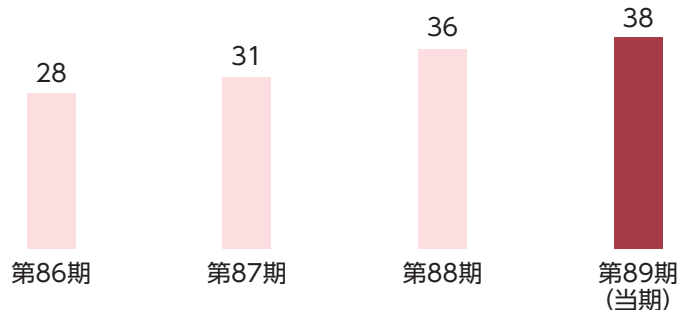
なお、この場合の配当総額は486,288,812円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月22日となります。

■ 1株当たり配当金（年間）

（単位：円）



第2号議案 監査役1名選任の件

監査役若林正清氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



わか ばやし まさ きよ
若林正清

(1957年10月21日生)

再任 社外 独立

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

13回/14回

監査役会への出席状況

14回/14回

監査役在任期間

10年

略歴

- 1983年12月 社会保険労務士登録
- 1992年4月 中小企業診断士登録
- 1994年1月 有限会社近代総合労研創設、代表取締役
(現任)
- 2004年1月 社会保険労務士法人若林労務経営事務所代表
(現任)
- 2007年4月 特定社会保険労務士登録
- 2012年3月 三重県社会保険労務士会会長
- 2015年6月 全国社会保険労務士会連合会副会長
- 2015年12月 特定行政書士登録
- 2016年6月 当社監査役就任(現任)
- 2025年6月 全国社会保険労務士会連合会会長(現任)

重要な兼職

- 有限会社近代総合労研代表取締役
- 社会保険労務士法人若林労務経営事務所代表
- 全国社会保険労務士会連合会会長

社外監査役候補者とした理由について

若林正清氏は、全国社会保険労務士会連合会会長など全国的に活躍をされております。これまで社会保険労務士として培われた知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者若林正清氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、同氏を独立役員とする独立役員届出書を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に提出しております。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役が当社の社外監査役に就任してからの年数
若林正清氏は2016年6月に当社の社外監査役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について
若林正清氏が監査役に選任された場合、当社は定款の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任に関し、社外監査役がその職務を行うにつき、善意でありかつ重大な過失がなかった場合に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、同氏が監査役に再任された場合には当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害及び費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

(ご参考) 本定時株主総会後の取締役の専門性・経験（スキルマトリックス）

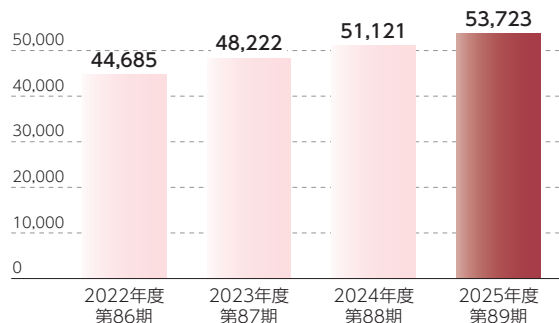
役職	氏名	企業経営	ESG サステナビリティ	財務・会計	人事・労務	法務 リスク マネジメント	マーケティング	海外 グローバル	生産・ 研究開発
代表取締役社長 (CEO兼COO)	大西 安樹	●		●				●	
代表取締役副社長 (CFO)	富永 治郎		●	●					●
取締役 取締役会議長 (COB)	中島 伸子	●			●	●	●		
取締役副社長	岩本 康	●	●				●		
常務取締役	甲斐下方俊	●		●				●	
取締役	田中 穰治	●	●				●		
取締役	中野 憲一	●						●	●
取締役	井村 慎	●					●	●	
取締役(社外)	田中 里沙	●	●				●		
取締役(社外)	福谷 朋子		●		●	●			
取締役(社外)	田中 洋	●					●	●	
取締役(社外)	廣田 恵子		●		●	●			

(注) 上記一覧表は、各人の有するスキルのうち、特に強みがあるものを3～4個（最大4個）記載しており、各人の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。

連結財務ハイライト

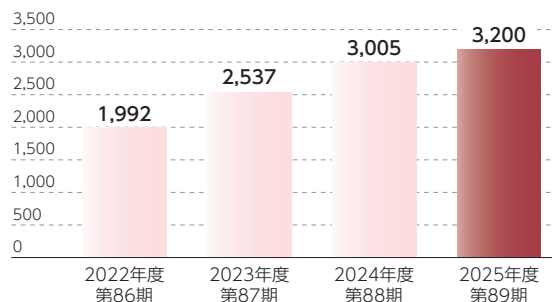
売上高

単位：百万円



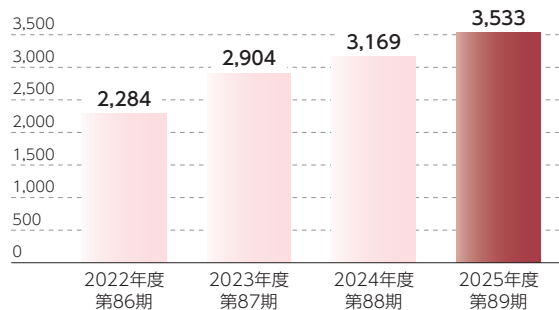
営業利益

単位：百万円



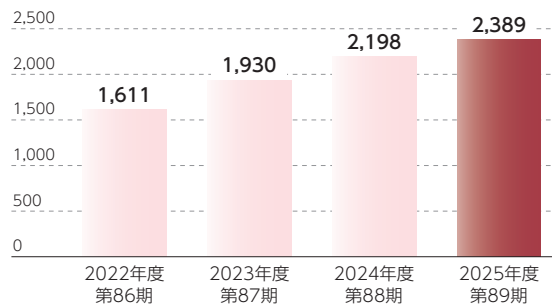
経常利益

単位：百万円



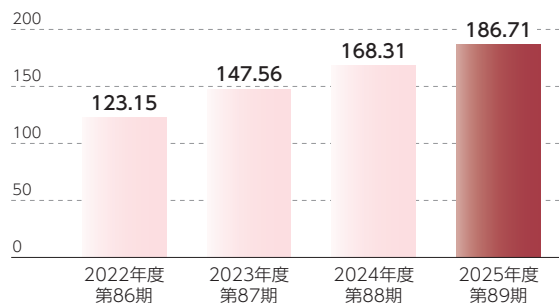
親会社株主に帰属する当期純利益

単位：百万円



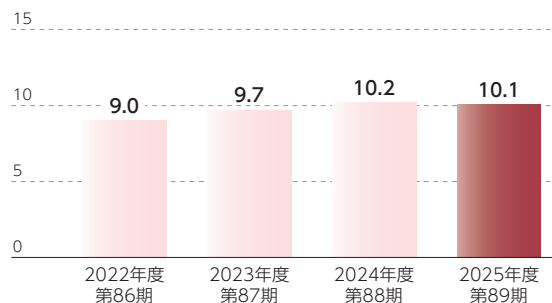
1株当たり当期純利益

単位：円

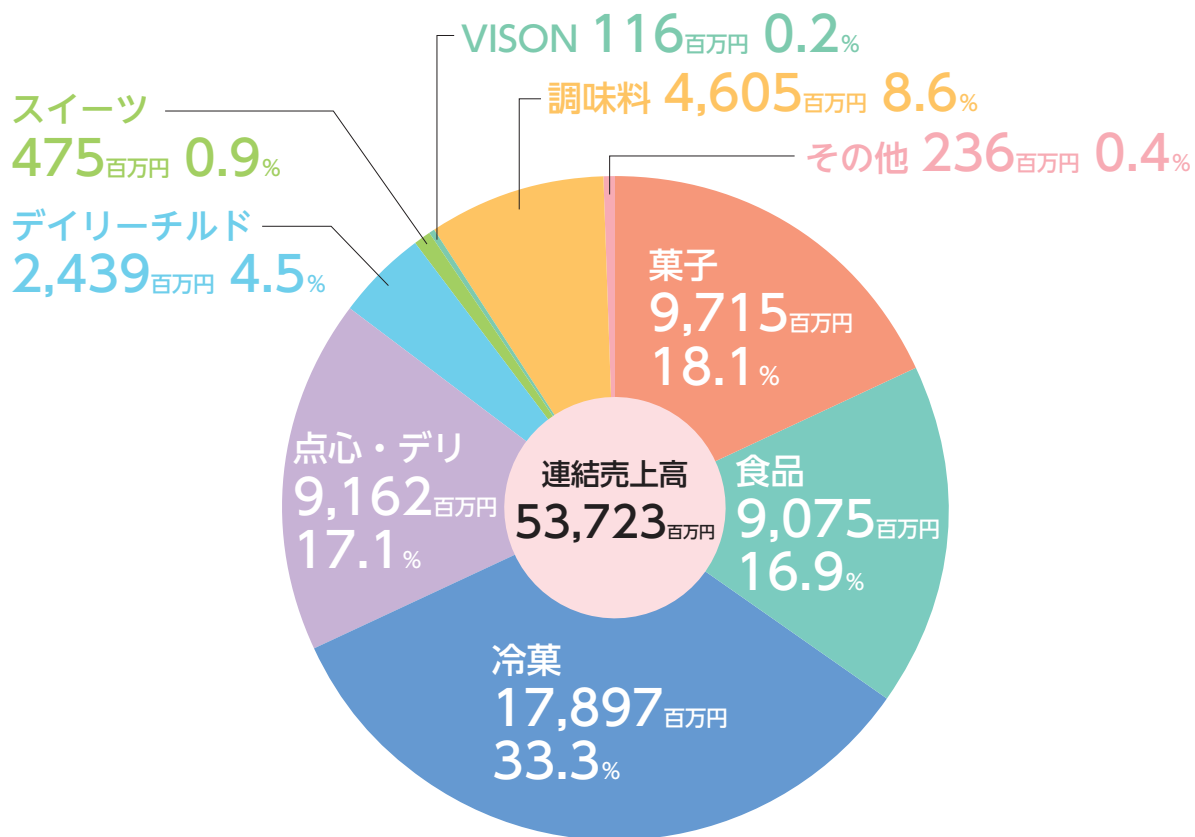


ROE

単位：%



カテゴリー別の概況



セグメント別売上・利益

(単位：百万円)

	売上高	利益
流通事業	48,881	4,417
調味料事業	4,605	662
その他事業	236	71

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や雇用・所得環境の改善が続く等、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、エネルギー価格や原材料価格の高騰が続く中、物価上昇による消費者の節約志向の高まりや中東情勢の緊迫化などがあり、依然として先行き不透明な市場環境が続いております。

このような状況下で、2025年度は当社グループの中期経営計画「Value Innovation 2026（新価値創造）」の2年目を迎え、目標達成に向け今期の活動指針を「不易流行」とし、企業価値アップと収益構造の強化にグループ全体で取り組みました。

また、2025年6月20日付「連結子会社の会社分割（新設分割）による子会社設立に関するお知らせ」に記載のとおり、フードサービス事業の成長戦略を推進するため、2025年10月1日に井村屋フードサービス株式会社を設立しました。

当社グループの売上高については、流通事業における冷菓カテゴリー、菓子カテゴリー、食品カテゴリーを中心に売上が増加しました。

損益面では、原材料価格の高騰や物流費などのコストが上昇する中、一部商品の価格改定を実施するとともに、生産性の向上を図り、営業利益が増加しました。

以上の結果、連結売上高は537億23百万円（前期比5.1%増）となりました。営業利益は32億円（前期比6.5%増）、経常利益は35億33百万円（同11.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は23億89百万円（同8.7%増）となり、売上高及び各利益ともに過去最高の業績となりました。

各セグメントの概況は次のとおりであります。

① 流通事業

流通事業（BtoC事業）の中心となる井村屋株式会社では、菓子、食品、デイリーチルド、冷菓カテゴリーで売上が増加しました。また、下期に17年ぶりとなる「肉まん・あんまん」シリーズのTVCMを放映し、販売促進を強化した結果、冷凍・チルドの「パックまん」シリーズの売上が伸長しました。BtoB事業の井村屋フーズ株式会社では、スパウチ商品の受注が増加しました。

以上の結果、流通事業の売上高は488億81百万円（前期比5.2%増）となり、セグメント利益は44億17百万円（同4.8%増）となりました。

流通事業におけるカテゴリ別の概況につきましては以下のとおりです。

(菓子カテゴリ)

独自の「ギュッと押すだけパッケージ」を採用した「片手で食べられる小さなようかん」シリーズが好評をいただき、売上が伸長しました。冷凍和菓子では、「井村屋謹製 たい焼き (つぶあん)」と新商品「井村屋謹製 たい焼き (白つぶあん)」はともに売上が伸長しました。

以上の結果、菓子カテゴリの売上高は97億15百万円（前期比7.6%増）となりました。

(食品カテゴリ)

冬物商品の「ぜんざい」や「おしるこ」と冷凍食品の「ゴールドまん」シリーズの売上が伸長しました。井村屋フーズ株式会社の食品加工事業では、スパウチ商品の受託加工が伸長しました。

以上の結果、食品カテゴリの売上高は90億75百万円（前期比6.3%増）となりました。

(デイリーチルドカテゴリ)

「豆腐類」では、「大豆屋和蔵 大豆ッ子」の売上が順調に推移しました。「チルドパックまん」の売上也伸長しました。

以上の結果、デイリーチルドカテゴリの売上高は24億39百万円（前期比8.0%増）となりました。

(冷菓カテゴリ)

主力商品の「あずきバー」シリーズが好調に推移し、過去最高の売上本数3億35百万本を記録しました。また、期間限定販売の新商品「やわもちアイス ずんだもち味」も好評を得ました。アメリカのIMURAYA USA, INC.では、現地生産商品の「MOCHI ice cream」の売上が伸長しました。マレーシアのIMURAYA MALAYSIA SDN. BHD.もマレーシア国内市場拡大に取り組みました。

以上の結果、冷菓カテゴリの売上高は178億97百万円（前期比6.7%増）となりました。

(点心・デリカテゴリー)

「肉まん・あんまん」などの点心・デリカテゴリーは、冬場の気温が高かったこともあり、売上は前年並みとなりました。

以上の結果、点心・デリカテゴリーの売上高は91億62百万円（前期比1.5%減）となりました。

(スイーツカテゴリー)

スイーツカテゴリーでは、「La maison JOUVAUD (ラ・メゾン・ジュヴォー)」の売上は広尾店、虎ノ門ヒルズ店、JR京都伊勢丹店で前年同期を上回りました。また、2026年2月に「アンナミラージュ 南青山店」と、三重県津市に「imuraya sweets marché Russelia (イムラヤ スイーツ マルシェ ラッセリア)」をオープンし、多くの方から反響及び好評をいただきました。

以上の結果、スイーツカテゴリーの売上高は4億75百万円（前期比8.8%増）となりました。

(VISON (ヴィソン) カテゴリー)

VISON (ヴィソン) カテゴリーでは、日本酒の製造・販売を行う「福和蔵」と和菓子を販売する「菓子舗井村屋」の2店舗を三重県多気町の大型商業リゾート施設VISON内で運営しております。来店者数が少ない平日のイートイン営業を縮小した事により、売上は減少しました。

以上の結果、VISON (ヴィソン) カテゴリーの売上高は1億16百万円（前期比11.4%減）となりました。

② 調味料事業

井村屋フーズ株式会社のシーズニング事業では引き続き機能性素材を用いたOEM商品の販売が伸長し、中国事業会社においても中国国内の売上が伸長しました。

以上の結果、調味料事業の売上高は46億5百万円（前期比4.3%増）となり、セグメント利益は6億62百万円（同4.3%増）となりました。

③ その他事業

イムラ株式会社では、SDGsの取り組みの一環として井村屋商品のアウトレット販売を行っている「MOTTAINAI屋」が引き続き地域のお客様に好評いただき、売上は増加しました。

以上の結果、井村屋グループ株式会社の賃貸事業を加えた、その他事業の売上高は2億36百万円（前期比1.4%増）となり、セグメント利益は71百万円（同15.6%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の経済動向につきましては、政府の経済政策や雇用・所得環境の改善により緩やかな回復が期待される一方、中東情勢の悪化などの地政学リスクの高まりによる原材料価格の高騰など、先行き不透明な状況が予想されます。

このような状況のもと当社グループは、SDGsのゴールでもある2030年を見据えた成長戦略の実行と経営基盤の強化を図るため策定した中期経営計画「Value Innovation 2026（新価値創造）」の最終年度にあたり、パーパスである「おいしい！の笑顔をつくる」ために、顧客志向と特色ある価値創造を追求し、社会から共感される企業を目指してまいります。

流通事業（BtoC事業）の中心となる井村屋株式会社においては、今後も成長が期待される冷凍事業について過去最高の売上本数を記録した「あずきバー」シリーズの販売を更に強化するため、生産能力を高めるとともに付加価値の高い商品開発機能を備えた新工場を本社敷地内に建設し、6月に竣工を予定しております。

井村屋フーズ株式会社におきましては、環境負荷低減を目的にバイオマスボイラーの導入を計画しております。

海外事業におきましては、アメリカのIMURAYA USA, INC.では、和の素材を活かした現地生産のアイスクリーム商品の販売活動を強化してまいります。中国事業におきましては、井村屋（北京）食品有限公司（IBF）は焼菓子のEU向け輸出に注力し、また日本からの輸入商品の販路拡大を目指します。調味料事業を展開する北京京日井村屋食品有限公司（JIF）及び井村屋（大連）食品有限公司（IDF）においては、中国国内の業務用ルートでの売上増加を図るとともに、台湾やEUをはじめとした海外市場での販路開拓に取り組みます。マレーシアのIMURAYA MALAYSIA SDN. BHD.では、マレーシア国内市場の販路拡大を進め、ASEAN市場への輸出拡大を目指します。

コスト対策として、生産効率を高める設備投資を引き続き行い、生産性向上に向けたイノベーションに取り組みます。

以上の状況を踏まえ、次期の連結業績見通しにつきましては、売上高560億円、営業利益33億円、経常利益34億円、親会社株主に帰属する当期純利益24億円を想定しております。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は66億71百万円（前期比44億83百万円増）で、実施いたしました主なものは、次のとおりです。

流通事業

冷菓製造設備等で総額 64億64百万円

調味料事業

各種調味料製造設備等で総額 1億30百万円

全社共通

事務所改装工事等で総額 76百万円

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金の所要資金は、自己資金及び銀行借入により賄っております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度 第86期	2023年度 第87期	2024年度 第88期	2025年度 (当期) 第89期
売 上 高	44,685,134 千円	48,222,571 千円	51,121,689 千円	53,723,528 千円
経 常 利 益	2,284,363 千円	2,904,495 千円	3,169,885 千円	3,533,655 千円
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,611,369 千円	1,930,674 千円	2,198,442 千円	2,389,380 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	123.15 円	147.56 円	168.31 円	186.71 円
総 資 産	34,107,247 千円	38,090,260 千円	36,677,633 千円	43,326,135 千円
純 資 産	18,684,431 千円	21,005,716 千円	22,123,281 千円	25,031,758 千円

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社の連結子会社は下記の11社であります。

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
井村屋株式会社	310,000千円	100.0	菓子、食品、デイリーチルド、点心・デリ、冷菓、酒類の製造販売
井村屋フーズ株式会社	50,000千円	100.0	菓子、食品、冷菓、調味料、食品添加物の製造販売
イムラ株式会社	10,000千円	100.0	リース代理店業務、不動産管理業務等
北京京日井村屋食品有限公司	12,301千人民元	100.0	調味料の販売
井村屋（北京）食品有限公司	19,119千人民元	100.0	菓子、点心・デリの販売
IMURAYA USA, INC.	13,494千米ドル	100.0	冷菓の製造販売及び菓子、食品、冷菓の輸入販売
井村屋（大連）食品有限公司	8,665千人民元	100.0	菓子、調味料の製造販売
井村屋（北京）企業管理有限公司	13,533千人民元	100.0	中国事業会社全体の資金管理及び事業戦略に関する支援
井村屋スタートアップ プランニング株式会社	50,000千円	60.0	グループ各社が有する技術の新規事業または創業の支援
IMURAYA MALAYSIA SDN. BHD.	2,530千RM	70.0 (44.9)	冷菓の製造、販売、輸出入
井村屋フードサービス 株式会社	10,000千円	100.0	スイーツの製造販売

- (注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
2. 出資比率については、表示単位未満を切り捨てて記載しています。
3. 出資比率欄()内の数字は、間接所有割合を内数で記載しています。

(7) 主要な事業内容

事業セグメント名	事業の内容
流通事業	菓子、食品、デイリーチルド、点心・デリ、冷蔵、スイーツ及び酒類の製造販売
調味料事業	天然調味料、栄養食品、発酵調味料及び液体調味料等の製造販売

(8) 主要な営業所及び工場

会社名	所在地	
井村屋グループ株式会社	本社	三重県津市
	本社・工場	三重県津市
	岐阜工場	岐阜県羽島郡
	その他工場	三重県松阪市
井村屋株式会社	関東支店	東京都文京区
	東海支店	名古屋市中区
	関西支店	大阪市旭区
	その他支店	全国3箇所
	井村屋フーズ株式会社	本社・工場
イムラ株式会社	本社・店舗	三重県津市
北京京日井村屋食品有限公司	本社	中国
井村屋（北京）食品有限公司	本社	中国
IMURAYA USA, INC.	本社・工場	米国
井村屋（大連）食品有限公司	本社・工場	中国
井村屋（北京）企業管理有限公司	本社	中国
井村屋スタートアッププランニング株式会社	本社	三重県津市
IMURAYA MALAYSIA SDN. BHD.	本社	マレーシア
井村屋フードサービス株式会社	本社・工場・店舗	三重県津市
	店舗	東京都港区等

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
964名	12増名

(注) 上記のほかに臨時従業員が224名就業しており、嘱託、パートタイマー及びアルバイトが当連結会計年度中平均で128名（1日8時間勤務換算）おります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	27名	1増名	41.0歳	14.6年
女性	24	—	35.7	12.8
合計又は平均	51	1増	38.5	13.8

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社三十三銀行	900,000千円
株式会社百五銀行	800,000
株式会社三菱UFJ銀行	700,000

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントライン契約に係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額	5,000,000千円
借入実行残高	1,500,000千円
差引額	3,500,000千円

2 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,086,200株（自己株式289,126株を含む。）
- (3) 株主数 15,012名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,152	9.00
株式会社三十三銀行	632	4.93
株式会社百五銀行	578	4.52
株式会社三菱UFJ銀行	559	4.36
井村屋取引先持株会	530	4.14
株式会社サンライフ	321	2.51
株式会社西村商店	239	1.86
株式会社榎本武平商店	214	1.67
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	204	1.60
三井住友海上火災保険株式会社	186	1.45

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 最高経営責任者(CEO) 最高執行責任者(COO)	大 西 安 樹	井村屋スタートアッププランニング(株)代表取締役社長 IMURAYA MALAYSIA SDN. BHD. 代表取締役会長
代表取締役副社長 最高財務責任者(CFO)	富 永 治 郎	井村屋グループ(株)統括 ファイナンス室長 井村屋フーズ(株)代表取締役会長
取 締 役 取締役会議長(COB)	中 島 伸 子	井村屋(株) (出向) 井村屋(株)代表取締役会長 イムラ(株)代表取締役社長 井村屋フードサービス(株)代表取締役社長
取 締 役 副 社 長	岩 本 康	井村屋(株) (出向) 井村屋(株)代表取締役社長
常 務 取 締 役	甲斐下方俊	IMURAYA USA, INC. (出向) CEO/COO
取 締 役	田 中 穰 治	井村屋(株) (出向) 井村屋(株)専務取締役
取 締 役	中 野 憲 一	井村屋(株) (出向) 井村屋(株)常務取締役
取 締 役	井 村 慎	井村屋グループ(株)グローバル事業ユニット副ユニット長兼海外貿易 室長
社 外 取 締 役	田 中 里 沙	学校法人先端教育機構事業構想大学院大学学長 ALSOK(株)社外取 締役 (株)小糸製作所社外取締役 (株)秋田銀行社外取締役
社 外 取 締 役	福 谷 朋 子	弁護士 愛知県労働委員会会長代理
社 外 取 締 役	田 中 洋	日本マーケティング学会フェロー 日本消費者行動研究学会名誉会 員 中央大学名誉教授 東京大学経済学部非常勤講師
社 外 取 締 役	廣 田 恵 子	(株)百五銀行社外取締役
常 勤 監 査 役	脇 田 元 夫	
常 勤 監 査 役	岩 上 真 人	
社 外 監 査 役	若 林 正 清	特定社会保険労務士 中小企業診断士 全国社会保険労務士会連合 会会長 (有)近代総合労研代表取締役 社会保険労務士法人若林労務 経営事務所代表
社 外 監 査 役	土 田 繁	公認会計士土田会計事務所所長 (株)企業経営管理センター代表取締 役 (株)グリーンズ取締役監査等委員 税理士法人だいち 代表社員

- (注) 1. 当社は社外取締役田中里沙、福谷朋子、田中洋、廣田恵子、社外監査役若林正清、土田繁の6氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。
2. 監査役土田繁氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 当社は執行役員制度を導入しており、2026年4月1日付執行役員の就任状況は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
岡田 孝平	執行役員常務 デジタル戦略室長
尾崎 弘二	執行役員常務 経営戦略室長
平田 裕一	執行役員 人事戦略室長兼総務管理室長

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟、雇用慣行訴訟に係る損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。被保険者は、当社の取締役、執行役員並びに国内外のグループ会社へ出向または兼務して取締役、監査役に就いている取締役、執行役員等となっております。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、当社負担としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その概要は以下のとおりであります。固定報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当社の経営内容、事業規模等の類似する会社の報酬水準、従業員給与等とのバランスを考慮して、取締役会規程に基づき役位に応じて決定しております。固定報酬は年俸制を採用しており毎月支給しております。固定報酬と業績連動報酬等の支給割合は、中長期的な企業価値向上へ貢献するために、適切な支給割合となることを方針としております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2018年6月22日開催の第81回定時株主総会にて取締役の報酬額については固定報酬額を「年間3億円以内」、変動報酬額を「親会社株主に帰属する当期純利益の10%以内（上限を7,000万円とし下限を0円とする）」（取締役に対するいずれの報酬額についても使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は2名）です。監査役の金銭報酬額は、2008年6月19日開催の第71回定時株主総会において年額6,000万円以内と決議

しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任に基づき代表取締役社長最高経営責任者（CEO）大西安樹が取締役の個人別の報酬の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び業績連動報酬等の配分額です。これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。取締役の報酬等の決定過程においては、業績指標に基づく多段階での評価を行ったうえ、報酬総額の妥当性と合わせて各評価を確認することで、客観性・公正性・透明性を担保して取締役の個人別の報酬額が決定されていることから取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	277,727	207,727	70,000	—	15
(うち社外取締役)	(24,960)	(24,960)	(—)	(—)	(4)
監査役	38,898	38,898	—	—	4
(うち社外監査役)	(12,000)	(12,000)	(—)	(—)	(2)

(注) 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等については、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益（連結）」であります。また、当該指標を選定した理由は、当該指標が企業の一事業年度の最終的な利益（経営成績）を示す財務数値であり、将来への投資や株主還元の原因となる分かりやすい指標であるため選定しております。

業績連動報酬等の算定方法は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、上記指標のほか、前期の業績などを総合的に勘案し決定しております。なお社外取締役には業績連動報酬は支給しておりません。当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益は1. (5) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。また、株主総会で決議された報酬限度額は3. (3) ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項に記載のとおりです。

(4) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役田中里沙氏は、学校法人先端教育機構事業構想大学院大学学長、ALSOK株

株式会社社外取締役、株式会社小糸製作所社外取締役、株式会社秋田銀行社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

社外取締役福谷朋子氏は、愛知県労働委員会会長代理を兼務しております。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

社外取締役田中洋氏は、日本マーケティング学会フェロー、日本消費者行動研究学会名誉会員、中央大学名誉教授、東京大学経済学部非常勤講師を兼務しております。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

社外取締役廣田恵子氏は、株式会社百五銀行社外取締役を兼務しております。当社と兼職先の間には資金の借入れ等定常的銀行取引があります。

社外監査役若林正清氏は、特定社会保険労務士、中小企業診断士、全国社会保険労務士会連合会会長、有限会社近代総合労研代表取締役、社会保険労務士法人若林労務経営事務所代表を兼務しております。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

社外監査役土田繁氏は、公認会計士土田会計事務所所長、株式会社企業経営管理センター代表取締役、株式会社グリーンス取締役監査等委員、税理士法人だいち代表社員を兼務しております。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役 田中里沙氏

当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席し、マーケティングやコミュニケーション、教育等に関する専門的知識や豊富な経験に基づき適宜質問し、意見を述べております。

社外取締役 福谷朋子氏

当事業年度開催の取締役会14回に全て出席し、弁護士としての専門的見地から適宜質問し、意見を述べております。

社外取締役 田中洋氏

当事業年度開催の取締役会14回に全て出席し、マーケティングや経営に関する専門的知識や豊富な経験に基づき適宜質問し、意見を述べております。

社外取締役 廣田恵子氏

当事業年度開催の取締役会14回に全て出席し、三重県副知事などの要職を歴任した豊富な経験と高い見識から適宜質問し、意見を述べております。

社外監査役 若林正清氏

当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席し、また監査役会14回に全て出席し、主に社会保険労務士として培われた専門的見地からの質問、意見を述べております。

社外監査役 土田繁氏

当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席し、また監査役会14回に全て出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜質問し、意見を述べております。

ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役 田中里沙氏

マーケティング、コミュニケーションに関する豊富な知見を有し、社内取締役とは異なる視点・観点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。

社外取締役 福谷朋子氏

弁護士としての法律における幅広い知識や豊富な経験を通じて、社内取締役とは異なる視点・観点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。

社外取締役 田中洋氏

マーケティングに関する専門的見地から、社内取締役とは異なる視点・観点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。

社外取締役 廣田恵子氏

三重県副知事などの要職を歴任した豊富な経験と高い見識から、社内取締役とは異なる視点・観点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社は定款の規定に基づき、社外取締役全員、および社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、責任を負担するものとします。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 26,400千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26,400千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款の規定に基づき、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でありかつ重要な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし責任を負担するものとします。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、当社監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会で決議しており、その内容は次のとおりであります。

1. 当社及びグループ各社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ各社は、次のコンプライアンス体制を構築する。

- ① 取締役、使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のため「井村屋グループCSR憲章」（行動規範・プライバシーポリシー）や行動規範を解説した「I-RULE」（井村屋コンプライアンスガイド）を制定し、継続した研修を実施し実行する。
- ② 企業に何より求められる「透明性の保持」の実現のため、自主的・自律的に監査、検査、社会対応等を行う内部統制部門を設置し、当社及びグループ各社の内部統制システムを構築する。
- ③ 当社及びグループ各社における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見、是正するための手段として社内通報連絡窓口「コンプライアンスヘルプライン」を設置する。
- ④ 当社及びグループ各社は企業の社会的責任の観点から、外部専門機関とも連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨む。反社会的勢力による不正な圧力・要求については断固拒否し、取引を含めた一切の関係を持たない体制を整備する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）、その他の重要な情報は、これに関連する資料とともに法令及び関連社内規程に従い保存・管理する。

取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧することができる。また、グループ各社においても、これに準拠した体制を構築する。

3. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理等に関し、リスクマネジメント規程及び本規程に基づく規程等により重要な個々（経営戦略、業務運営、環境、災害等）のリスクに対して責任部署を定め、対応策・予防策を講じるとともにグループ全体のリスクを総括的に管理する体制を確保する。

4. 当社及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループは中期経営計画を定め、それに基づき当社各部門及びグループ各社が策定した年度計画等を審査し、年度予算の配分を決定する。
- ② 当社及びグループ各社の取締役等の職務執行の効率性確保のため、取締役会規則等の社内規程を遵守する。
- ③ 執行役員制度を導入し、経営の意思決定、監査機能と業務執行機能を分離し、業務執行責任の明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は業務執行状況の監督を行う。

5. 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社並びにグループ全体の業務適正を確保するためグループ全体のガバナンス体制、内部監査体制の確保を図り、当社グループ各社を対象にした内部監査を実施し、結果を当社に報告する。
- ② 関連社内規程により、グループ各社に係る重要事項について当社の経営戦略会議に上程し、取締役会の承認を求める制度で経営管理、業務執行の監視を行う。
- ③ 事業会社経営推進会議等の開催により、グループ経営に関する方針の周知を図り、情報の共有化を図る。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ各社は、情報開示の透明性及び公正性の確保を目的として、信頼性のある財務報告を作成するために、代表取締役（経営者）の指示の下において、関連規程の整備等社内体制の充実を図り、その体制の整備・運用状況の有効性を評価するための内部統制監査を定期的、継続的に実施する。

また取締役会は、代表取締役（経営者）が構築する財務報告に係る内部統制に関して適切に監督を行う。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、監査役の職務の補助部門として使用人を置くことを求めた場合、代表取締役の承認を得て、内部監査担当部門をこれにあてる。

8. 前号の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当該使用人の人事評価及び人事異動については、人事担当取締役が事前に監査役会の意見を聞いてこれを行う。

- ② 監査役の職務を補助する使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとする。
9. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他当社監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 取締役及び使用人が行う監査役に対する報告は、法令の規定事項の他、次の事項とする。
- ① 当社及びグループ各社の業務・財務に重要な影響、損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、当該事実に関する事項。
 - ② 当社及びグループ各社の役職員が法令または定款に違反する行為をし、または、これらの行為を行うおそれがあると考えられるときは、その旨。
 - ③ 当社並びにグループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定。
 - ④ 当社及びグループ各社の業績及び業績見込みの重要事項の開示内容。
 - ⑤ 内部監査担当部門の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況及びグループの内部統制に関する活動状況。
 - ⑥ 監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合の、取締役及び使用人の速やかな当該事項についての報告。
 - ⑦ コンプライアンス担当部門は、社内通報連絡窓口「コンプライアンスヘルプライン」の内部通報の状況等について定期的に報告。
- (2) 当社の監査役に報告を行った当社及びグループ各社の取締役及び使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを受けないことを周知、徹底する。
10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役がその職務について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
 - ② 監査役職務の執行について生じる費用または債務を処理するため、毎年予算を設ける。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の監査に関して、監査役が、監査役会で策定する「監査役会規則」・「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により監査を行い得ること、監査役が、取締役会ほか重要な会議に出席できることなどについて諸規程に明記することによって、監査役監査の実効性を確保する。
- ② 監査役（または監査役会）が代表取締役及び取締役・社外取締役並びに執行役員等、さらに内部監査担当部門それぞれとの間で、定期的に意見交換を行い相互認識の強化を図るとともに、内部監査担当部門が行うモニタリングにも同席できる体制を整備する。
- ③ 監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家と連携できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社及びグループ各社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「井村屋グループCSR憲章」が2005年10月に制定され、2011年10月に改訂を行っています。「II-RULE」は2008年4月に第1号が発行され、2010年4月に第3号まで改訂され小冊子として従業員に配付されています。2018年9月には第1号、第2号が改訂され従業員に啓蒙されています。社内教育は経営品質・ガバナンス室によって勉強会が開催されるとともに、全従業員を対象に「コンプライアンス理解度テスト」が定期的に行われ、継続した啓蒙教育が実施されています。また、ステークホルダーに適切な情報を提供し、グループの活動状況や企業姿勢を理解いただくために「統合報告書」を発行し、IR活動の現場などで活用しています。
- ② 内部統制担当部門として経営品質・ガバナンス室が設置され、グループ全体の内部統制システムの構築を推進しています。各所属に内部統制担当者・責任者を任命し、自主・自律的に所属内のチェックを行うとともに、経営品質・ガバナンス室と監査役が連携して全所属を対象に内部統制モニタリングが年1回実施され、モニタリングの結果については経営戦略会議や担当役員に報告されています。
- ③ 社内通報連絡窓口「コンプライアンスヘルプライン」、「コンプライアンスヘルプポスト」が設置され、相談窓口制度が構築、運用されています。

④ 反社会的勢力に対する対応は「井村屋グループCSR憲章」、「I-RULE」に明記されています。基本取引契約書には反社会的勢力・団体を排除する条項を設けるようにし、契約書の締結前に経営品質・ガバナンス室が内容を確認する体制をとっています。

また、企業防衛対策協議会に入会し、総務管理室を対応統括部門として、反社会的勢力による不正な圧力・要求に対して断固拒否する活動を各機関と連携し推進しています。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」、「情報セキュリティポリシー」を制定するとともに、文書や電磁的記録の保管・管理などに関する手順を定め、教育・啓蒙を実施しており、取締役、監査役が常時重要書類を閲覧できる体制がとられています。また、社内の機密情報はインサイダー取引防止に関する規程に基づき管理されています。

3. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営品質・ガバナンス室を設置し、各部門と連携したBCP活動推進委員会の活動を通じてグループ全体のリスクマネジメントの体制整備とBCPの再構築を行っております。リスクマネジメントに関して最上位のリスクマネジメント規程のもとに、「危機管理規程」、「緊急事態対応規程」、「リコール管理規程」等を定め、災害時の安否確認システムの導入、防災訓練、リコールシミュレーションの実施など、必要な対応策、予防策が取られています。また、商品品質に関しては最重要なリスクと位置付け、主要な事業会社において「FSSC22000」を取得し、品質保証体制の強化に継続的に取り組んでいます。

4. 当社及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役（経営者）から示される方針に基づいて中期経営計画が策定され、各事業会社及び各部門の年度計画に展開されています。計画の進捗は毎月利益計画実績書が作成され、グループ全体会議、事業会社経営推進会議を通じてレビューが実施されています。

② 「取締役規程」、「取締役会規則」を定め、職務執行の効率性を確保しています。また、社外監査役2名が選任されるとともに、監査役からも必要に応じて意見表明がなされており、職務執行の効率性に関する監督機能が強化されています。

③ 執行役員制度を導入し、「執行役員規程」に基づき業務執行責任の明確化を行っています。取締役会の事前審議機関として経営戦略会議を開催し、意思決定の迅速化を図るとともに業務執行状況の監督を強化しています。

5. 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 各事業会社に監査役を設置し、監査を行うとともに、各監査役による合同監査役会が年4回開催され、状況の報告と共有が図られています。また、グループ全体の監査結果は年2回、取締役会で報告されています。各所属単位での内部統制モニタリングが年1回、経営品質・ガバナンス室と監査役が連携して実施され、結果は毎月経営戦略会議で報告されています。
- ② 取締役会規則に基づき、グループ各社に係る重要事項が取締役会で審議されています。取締役会の事前審議機関として経営戦略会議を開催し、意思決定の迅速化を図るとともに業務遂行状況の監督を強化しています。
- ③ 毎月、事業会社経営推進会議、グループ全体会議が開催されており、状況の報告、情報の共有が行われるとともに、代表取締役（経営者）からグループ経営に関する方針が説明され、グループ全体への周知が図られています。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制モニタリング規程、及び内部統制システムに係る監査の実施基準によりその基準と行動の指針を定め、内部統制監査が計画的に実施され、その結果については代表取締役に報告されています。「経理規程」、「勘定科目取扱規程」など財務報告作成に関する規程を設備し、規程に沿って運用されています。その有効性については、経営品質・ガバナンス室と監査役が連携して、内部統制モニタリングと財務報告に係る内部統制評価を実施するとともに、会計監査人五十鈴監査法人から監査を受けています。財務報告は四半期決算ごとに取締役会で報告、検証がされ、適切に監督が行われています。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を定めてはませんが、監査役会、合同監査役会、代表取締役等との情報交換会、内部統制担当部門との情報交換会の議事録の作成に限り、内部監査担当部門である経営品質・ガバナンス室が補助を行っており、議事録の客観性と適正化を図っています。

8. 前号の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

経営品質・ガバナンス室が監査役会などの議事録作成の補助を行う際は、監査役の指示に基づきその職務を行っています。

9. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他当社監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役は取締役会、経営戦略会議、事業会社経営推進会議に出席し、経営上の重要事項は監査役に報告されています。各会議での議事録や稟議書は監査役に回覧され、書面による報告がなされる体制が整備、運用されています。内部統制モニタリングには監査役も同席するとともに、結果は経営戦略会議を通じて報告されています。また、経営者と監査役との情報交換会が年2回実施され、円滑なコミュニケーションが図られています。

(2) 全体最適を重視した報告・連絡・相談が事業運営の要となることを周知しており、監査役に報告を行った当社及びグループ各社の取締役及び使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを受けないことは周知、徹底されています。

10. 当社の監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の仕事に関して発生する費用は年間予算が設定されているとともに、費用の支払は速やかに行われています。

11. その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

① 「監査役会規則」・「監査役監査基準」に明記され、実効性は確保されています。

② 監査役の会議出席、重要書類の閲覧、代表取締役、取締役、執行役員等の情報交換会の開催、社外取締役、監査法人との情報交換会、内部統制部門のモニタリングへの同席等、監査の実効性を確保する体制が整備されています。

③ 監査役が必要と認めた場合に弁護士、税理士等の外部専門家と連携できる体制を整備しています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、当該基本方針については特に定めておりません。

(注) 本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	1,311,088	買掛金	3,953,461
売掛金	6,298,141	電子記録債務	1,268,641
商品及び製品	3,869,870	短期借入金	2,700,000
仕掛品	395,951	リース債務	235,270
原材料及び貯蔵品	918,656	未払金	4,613,906
その他の	865,205	未払法人税等	743,356
貸倒引当金	△1,297	賞与引当金	732,000
【固定資産】		【固定負債】	
有形固定資産	23,641,746	役員賞与引当金	70,000
建物及び構築物	8,723,089	その他の	534,850
機械装置及び運搬具	5,332,371	【固定負債】	3,442,888
土地	5,711,668	リース債務	1,397,736
リース資産	1,336,730	繰延税金負債	861,443
建設仮勘定	2,353,027	執行役員退職慰労引当金	59,274
その他の他	184,858	資産除去債務	66,038
無形固定資産	123,262	再評価に係る繰延税金負債	939,405
リース資産	97,861	その他の他	118,437
その他の他	25,401	負債合計	18,294,376
投資その他の資産	5,903,508	純資産の部	
投資有価証券	3,593,102	株主資本	20,796,993
長期貸付金	1,252	資本金	2,576,539
繰延税金資産	98,934	資本剰余金	3,810,519
退職給付に係る資産	1,953,299	利益剰余金	15,127,193
その他の他	257,545	自己株式	△717,258
貸倒引当金	△626	その他の包括利益累計額	4,234,765
資産合計		純資産合計	
43,326,135	43,326,135	その他の有価証券評価差額金	1,686,896
		土地再評価差額金	1,903,231
		為替換算調整勘定	△92,755
		退職給付に係る調整累計額	737,393
負債・純資産合計		負債・純資産合計	
		25,031,758	43,326,135

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	53,723,528
売上原価	35,118,587
売上総利益	18,604,940
販売費及び一般管理費	15,404,154
営業利益	3,200,786
営業外収益	
受取配当金	93,355
受取替家賃	39,780
為替差益	171,578
その他	117,492
	422,206
営業外費用	
支払利息	79,597
その他	9,740
	89,337
経常利益	3,533,655
特別利益	
補助金収入	41,078
保険金収入	143,020
受取償金	20,492
投資有価証券売却益	90,115
その他	427
	295,133
特別損失	
減損損失	60,375
固定資産除却損	40,503
棚卸資産処分損	196,949
	297,827
税金等調整前当期純利益	3,530,961
法人税、住民税及び事業税	1,118,099
法人税等調整額	24,717
当期純利益	2,388,144
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△1,235
親会社株主に帰属する当期純利益	2,389,380

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	9,753,777	【流動負債】	3,752,213
現金及び預金	483,180	短期借入金	2,700,000
売掛金	1,238,435	リース負債	38,903
貯蔵品	707	未払金	138,627
前払費用	30,126	未払費用	41,701
関係会社貸付金	7,771,145	未払法人税等	63,368
その他の金	264,397	預り金	11,738
貸倒引当金	△811	賞与引当金	71,807
投資等損失引当金	△33,403	役員賞与引当金	70,000
【固定資産】	17,615,694	その他	616,066
有形固定資産	10,373,289	【固定負債】	1,602,189
建物	4,569,856	リース負債	75,332
構築物	48,864	繰延税金負債	399,155
機械及び装置	0	退職給付引当金	50,754
工具、器具及び備品	22,054	執行役員退職慰労引当金	23,544
土地	5,711,668	資産除去債務	66,038
リース資産	20,845	再評価に係る繰延税金負債	939,405
無形固定資産	88,398	その他	47,958
リース資産	81,742	負債合計	5,354,402
ソフトウェア	1,098	純資産の部	
その他	5,557	株主資本	18,424,942
投資その他の資産	7,154,006	資本金	2,576,539
投資有価証券	3,593,102	資本剰余金	3,889,458
関係会社株式	2,965,332	資本準備金	2,633,356
出資金	700	その他資本剰余金	1,256,101
関係会社出資金	481,591	利益剰余金	12,676,203
関係会社長期貸付金	1,211,507	利益準備金	473,000
長期前払費用	35,182	その他利益剰余金	12,203,203
関係会社長期未収入金	117,287	配当準備金	190,000
その他	6,151	別途積立金	1,030,000
投資等損失引当金	△1,256,848	繰越利益剰余金	10,983,203
資産合計	27,369,472	自己株式	△717,258
		評価・換算差額等	3,590,127
		その他有価証券評価差額金	1,686,896
		土地再評価差額金	1,903,231
		純資産合計	22,015,069
		負債・純資産合計	27,369,472

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	
経 営 管 理 料	1,796,870
不 動 産 賃 貸 料	550,278
関 係 会 社 受 取 配 当 金	2,349,170
そ の 他 の 事 業 収 益	1,942,285
	6,638,604
営 業 費 用	
不 動 産 賃 貸 原 価	353,516
そ の 他 の 事 業 費 用	1,600,440
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,479,979
	4,433,936
営 業 利 益	2,204,667
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	110,731
受 取 配 当 金	93,355
為 替 差 益	172,282
そ の 他	9,993
	386,363
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	64,530
経 常 利 益	64,530
	2,526,500
特 別 利 益	
特 別 有 価 証 券 売 却 益	90,115
	90,115
特 別 損 失	
特 別 会 社 出 資 金 評 価 損	29,390
関 係 会 社 出 資 金 繰 入 額	213,081
そ の 他	25,299
	267,772
税 引 前 当 期 純 利 益	2,348,843
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	86,808
法 人 税 等 調 整 額	13,865
	100,673
当 期 純 利 益	2,248,169

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

井村屋グループ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人
本部・津事務所

指定社員 公認会計士 中出進也
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岡根良征
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、井村屋グループ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、井村屋グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

井村屋グループ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人
本部・津事務所

指定社員 公認会計士 中出進也
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岡根良征
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、井村屋グループ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、グループ会社については、グループ会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じてグループ会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びそのグループ会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役員その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

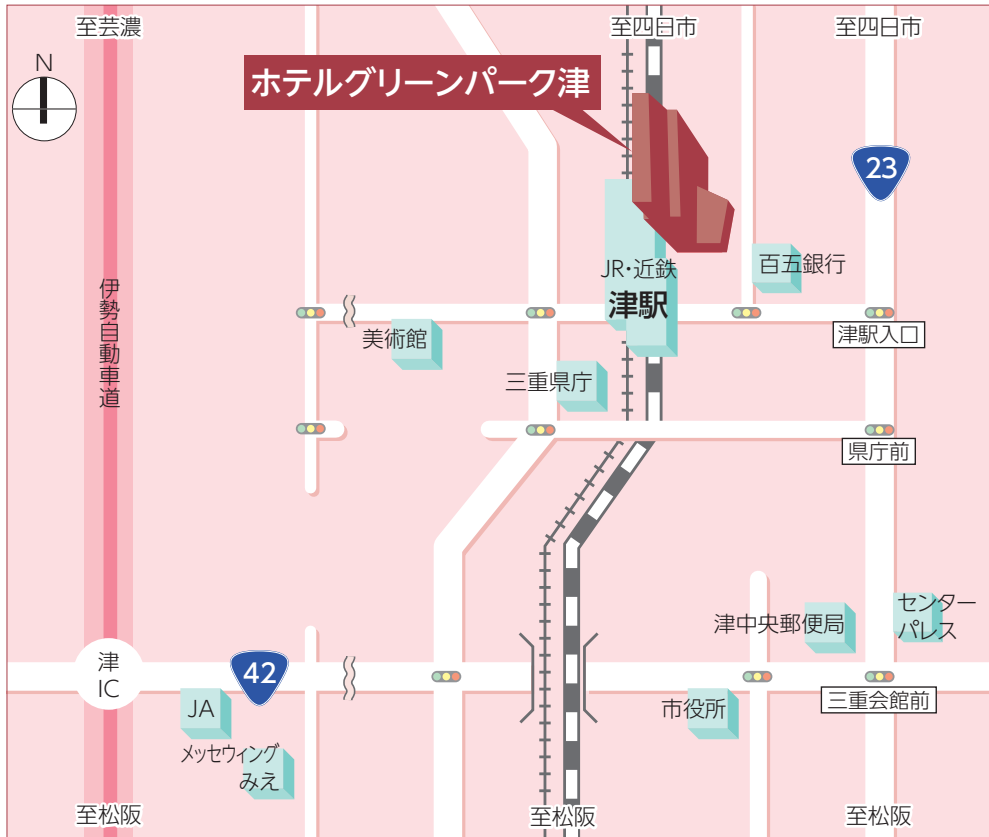
会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月11日

井村屋グループ株式会社	監査役会			
常勤監査役	脇田	元	夫人	㊟
常勤監査役	岩上	真	清	㊟
社外監査役	若林	正	繁	㊟
社外監査役	土田			㊟

以 上

株主総会会場ご案内図



○会場 ホテルグリーンパーク津 6階 伊勢・安濃の間

○所在地 三重県津市羽所町700番地

○電話番号 059-213-2111

○交通機関

JR・近鉄・伊勢鉄道「津」駅東口隣接

(名古屋より近鉄特急で約50分、大阪より近鉄特急で約85分)

※駐車場のご用意はいたしておりません。公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。